

事前試験合格者の譲渡譲受認可申請時における挙証資料等一覧

法令及び地理の事前試験合格後の挙証資料等は原則として以下のとおりとします。

- 1, 譲渡譲受契約書の写
- 2, 譲渡及び譲受価格の明細書
- 3, 許可書(免許状)又は譲渡譲受認可書の写
- 4, 期限変更に係る通知書の写
- 5, 自動車検査証の写
- 6, 診断書 (申請日前4ヶ月以内)
「譲渡人の年齢が65才未満であり、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある場合」
- 7, 許可申請に準ずる書面
- 8, 個人タクシー試験合格証の写
- 9, 住民票「譲受人を含む同居している者全てのもの」 (申請日前3ヶ月以降)
- 10, 譲渡人及び譲受人の運転免許証の写 (現に有効な運転免許証の表・裏の写)
- 11, 運転経歴についての挙証資料 (申請日前4ヶ月以降)
- 12, 運転免許経歴証明書「取消・失効等該当する場合」 (申請日前4ヶ月以降)
- 13, 無事故・無違反証明書 (申請日前3週間以内)
「40才未満であって、10年間無事故無違反に該当する場合」
- 14, 過去5年間を記した運転記録証明書 (申請日前3週間以内)
- 15, 預貯金等の通帳の写
- 16, 営業所(住居)の確保についての挙証資料の写
- 17, 公的医療機関等の医療提供施設の発行した健康診断書 (申請日前4ヶ月以降)
- 18, 運転に関する適性診断票(関東運輸局長あて封書のまま) (申請日前3ヶ月以降)
- 19, 車庫の確保についての挙証資料
- 20, 道路管理者の発行する幅員証明等 (申請日前4ヶ月以降)
- 21, 預貯金又は株券・債権や営業所及び車庫に関する賃貸契約書や事業用自動車についての挙証資料等については、申請内容の確認が可能なものを提出してください。
- 22, 1～20に示したものの以外に挙証資料があれば提出可能です。
- 23, 申請書は3部(正・副・控)作成(A4版、左綴じ)して下さい。なお、副・控については写しで結構です。

※上記以外の挙証資料についても、必要に応じ提出を求める場合があります。